

【裁定委員会】2026 年 7 月 22 日付け決定

事案 1

1 懲罰対象者

高等学校バスケットボール部元指導者

2 懲罰の内容

本協会の登録資格を、2026 年 7 月 22 日（懲罰決定の日）から 3 か月間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2026 年 7 月 22 日（懲罰決定の日）から 3 か月間停止する。

3 懲罰の起算日

2026 年 7 月 22 日

4 懲罰の理由

本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

所属選手に対するハラスメント行為（指導者としての優位性を背景に適正な範囲を超えて精神的に苦痛を与える行為。）

事案 2

1 懲罰対象者

高等学校バスケットボール部指導者

2 懲罰の内容

本協会の登録資格を、2026 年 7 月 22 日（懲罰決定の日）から 6 か月間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2026 年 7 月 22 日（懲罰決定の日）から 6 か月間停止する。

3 懲罰の起算日

2026 年 7 月 22 日

4 懲罰の理由

本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

- ・所属選手複数名に対する暴力行為（後頭部を平手で叩く行為。）
- ・所属選手複数名に対する暴言行為（尊厳を傷つけ、人格を否定する発言。）

事案 3

1 懲罰対象者

高等学校バスケットボール部指導者

2 懲罰の内容

本協会の登録資格を、2026 年 7 月 22 日（懲罰決定の日）から 1 年 3 か月間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2026 年 7 月 22 日（懲罰決定の日）から 1 年 3 か月間停止する。

3 懲罰の起算日

2026 年 7 月 22 日

4 懲罰の理由

本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

- ・所属選手に対する不適切行為（尊厳を傷つける行為、威圧的な行為。）
- ・所属選手に対する暴言行為（尊厳を傷つけ、人格を否定する発言。）
- ・所属選手複数名に対する暴言行為（尊厳を傷つけ、人格を否定する発言。）